令和5年度 第1回習志野市環境審議会 会議録

- 開催日時 令和5年8月21日(月)15:00~16:20 1
- 開催場所 市庁舎 5 階 委員会室 2
- 3 出席者

【会 長】千葉工業大学先進工学部生命科学科 教 授 五明 美

千葉工業大学先進工学部生命科学科 教 授

【副会長】習志野市議会議員

【委員】習志野市議会議員 田中 真太郎

木村 孝浩

村上 和仁

習志野市議会議員

三代川 雄哉

東邦大学理学部生命圏環境科学科 教 授 朝倉 暁生

東邦大学理学部生命圏環境科学科 准教授 今野 大輝

日本大学生産工学部環境安全工学科 教 授 武村 武

佐藤 克己 日本大学生産工学部土木工学科 教 授

習志野市秋津連合町会 本多 武雄 会 長

習志野商工会議所 女性会 会 長 桜丘 けい子

千葉みらい農業協同組合 理 事 渡邊 勇

NPO法人樹の生命を守る会 樹木医 有田 和實

公募委員 香取 裕子

公募委員 三浦 由久

佐伯 直人 公募委員

【市職員】都市環境部 部 長 神﨑 勇

> 都市環境部 次 長 金坂 邦仁

都市環境部 副参事 佐久間 心之

環境政策課 主 仲野 元 幹

環境政策課主 査 小田 和房

川野 祐二 公園緑地課 課 長

公園緑地課 主 斡 田村 賢司

久保 皓介 公園緑地課 主任技師

多田 弘一 都市再生課 課 長

都市再生課 事業係長 河合 博和

都市再生課 計画係長 星川 瞬

クリーン推進課 課 村山 貴弘 長

【事務局】環境政策課 課 長 伊東 尚志

> 係 € 松本 大輔

主査補 名倉 亜希子

主任主事 飯田 友恵

【欠席委員】習 志 野 市 医 師 会 医 師 吉岡 敏江 習志野商工会議所 女性会 梓澤 キョ子

傍聴人 : 1名

4 議題

副会長の互選 (木村委員)

会議の公開

会議録の作成等

会議録署名委員の指名(木村委員 本多委員)

報告

- ① 清掃工場の建設に向けた取り組み状況について
- ② JR 津田沼駅南口地区の市街地再開発事業に伴う津田沼緑地の廃止について
- ③ 空き缶等の投棄に係る過料の徴収および野鳥への給餌による迷惑行為の防止(禁止)対策の検討について

その他

5 会議資料

- 新清掃工場の建設に向けた取り組み状況について
- 津田沼南口地区スケッチイメージ
- 空き缶等の投棄係る過料の徴収および野鳥への給餌による迷惑行為の防止(禁止) 対策の検討について

(習志野市環境審議会条例)

(習志野市環境審議会条例施行規則)

6 議事内容

- 委員紹介
- 職員紹介

開会

- 第1 副会長の互選
- 第2 会議の公開
- 第3 会議録の作成等
- 第4 会議録署名委員の指名
- 第5 報告
- ① 清掃工場の建設に向けた取り組み状況について
- ② JR 津田沼駅南口地区の市街地再開発事業に伴う津田沼緑地の廃止について

③ 空き缶等の投棄に係る過料の徴収および野鳥への給餌による迷惑行為の 防止 (禁止) 対策の検討について

第6 その他 日程について

閉会

〈会議概要〉

第5 報告

① 新清掃工場の建設に向けた取り組み状況について

【(説明概要) 都市環境部 環境政策課 仲野主幹】

- 現在の清掃工場は平成 14 年に稼働開始し、現在 20 年以上が経過している。
- 施設の老朽化に伴い、一般廃棄物処理基本計画で「ごみ処理施設の整備方針」を 定め、令和14年度から新清掃工場を稼働させることを計画している。
- 新清掃工場建設に係る検討などを行うため、「習志野市新清掃工場建設に係る庁内検討委員会」を本年4月1日付で設置した。この検討委員会は、委員長を副市長、関連する部署、部局長等を委員として構成しており、現在まで3回の会議を開催している。
- 検討委員会の所掌事務としては、3点。
 - ① 新清掃工場の施設整備基本計画に関すること。
 - ② 新清掃工場のごみ処理方式に関すること。
 - ③ 新清掃工場の建設及び運営事業の選定に関すること。

現在、2番目のごみ処理方式を中心に協議している。

協議に当たり、以下の4点を基本的事項として、現在、プラントメーカを対象に アンケート調査などを行っている。

- ① 安定的かつ適正なごみ処理。
- ② 地球温暖化対策をはじめとする環境保全対策の推進。
- ③ 財政負担の軽減。
- ④ 資源化による最終処分量の軽減。
- 事業全体の進捗状況は、庁内検討委員会での取り組みに加え、千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続きを進めている。
- 環境影響評価とは、新清掃工場建設事業が環境にどのような影響を及ぼすのか、 事業主である市が自ら調査、予測、評価し、千葉県民などから意見聴取した上で、 当該事業が環境の保全に十分に配慮して行うことを目的としている。
- 令和5年の環境影響評価の手続きの進捗状況は、事業計画概要書を作成し、8月 1日より本市及び千葉県において縦覧している。

- 環境影響評価の手続きにおける留意事項は2点である。 今回縦覧している「事業計画概要書」の作成に当たり、現在、新清掃工場の施設 規模などが決定していないことから、千葉県と協議の上、一日当たりのごみ処理 能力については、暫定的に現在の芝園清掃工場と同規模の 219 トンと設定をし ている。
- ごみ処理方式は、現在協議中であるため、環境影響評価においては、対象となる 全ての方式である焼却方式、溶融方式を事業計画概要書に掲載している。
- 全体の取り組みとしては、庁内検討委員会での協議を中心に各項目を進め、環境 審議会にも適宜報告し、ご意見を賜りながら進めていきたい。

【質疑応答】

(田中委員)

新清掃工場について、現清掃工場の反省を生かし建設しなければいけないと思う。 溶融炉はメンテナンスに費用がかかる事は、今回証明されている。

長寿命化を図られる清掃工場を作るべきと思っているが、世間の状況はいかがか。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

長寿命化に関しては、今年6月に閣議決定された「廃棄物処理施設基本計画」に、長寿命化、延命化を進めるよう指針が出ている。

新清掃工場についても、環境的問題、財政的負担の軽減を慎重に検討しながら、新しいごみ処理方式についても検討を進めていきたいと考えている。

(田中委員)

ごみ処理方式は、直接溶融炉のようなものか。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

ごみ処理方式については、現段階では決まっていない。 あらゆるごみ処理方式の特徴を掴みながら、検討を進めている。

(三浦委員)

庁内検討委員会について、今後のスケジュール及び構成委員を教えてもらいたい。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

庁内検討委員会の構成は、委員長を副市長、副委員長を都市環境部長とし、関連する 部局の部長、クリーンセンター所長、資産管理室長が委員となっている。

検討委員会の今後のスケジュールは、現在、ごみ処理方式について調査しており、 今後、この結果を踏まえて、年度内にあと3回程度開催したいと考えている。

(佐藤委員)

今後、習志野市の人口の動向を考え、ごみの減量化を考えると一日あたり 219 トンで計算しているが、ごみの減量化の見通しはどのようになっているのか。

また、ごみの減量化に伴い最適なごみ処理方式が変わる可能性がある。

今年度いっぱいにごみ処理方式を決定とのことだが、併行してごみの減量化について も検討を行い、その後、アセスメント(環境影響評価)を実施し、再度、数値を精査す るというイメージでよろしいか。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

ごみの処理施設の規模については、現在のごみ処理能力と同規模の一日 219 トンを暫定的な条件として環境影響評価を進めている。

「習志野市一般廃棄物処理基本計画」では令和 13 年度に、現在より約 9%ごみを減らす計画になっているが、現在は計画よりもいいペースでごみが減少している。

ごみ処理量が減少すると、施設の規模も縮小することができる。

現在、施設規模を算定する国の計算式が見直し中であるため、引き続き慎重に検討したいと考えている。

(五明会長)

計算式の見直しは具体的にどのような事なのか。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

施設規模を計算する際に、ごみ処理量と1年間の稼働状況がベースになる。

現在、国が示す「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」における計算式では年間で停止する日を上限85日としている。

国が全国の市町村等を調査したところ、停止日数が少ない事例が多いことから、計算式の見直しを図りたいと考え方が示された。

国の考えが示された後は、改めて算定できるのではないかと考えている。

(佐伯委員)

ごみが発生してから処分するまでの流れに沿って、説明してもらいたい。

清掃工場の建設に焦点が絞られ過ぎていると感じる。

3点確認したい。

先日の習志野市議会で収集方式に関して、千葉市や船橋市と比べてどのようになって いるか、議論があったと伺っている。

ペットボトルと同様に、業者に引き取らせるものもあるので、必ずしも 100%を目指さなければいけないことでもない。

習志野市は大きく家庭ごみか事業系ごみかに分けているが、正確には知らない。

家庭ごみの集積所に、事業所等からのごみが置いてある場合のごみは219トンの中に

どのくらい含まれているのか。

また、ごみを焼却した際の燃えかすについては、県内で処理していないと思われるが、 どこに持って行っているのか。

(都市環境部 クリーン推進課 村山課長)

1点目、ごみ収集については、先般の市議会において一般質問されている。

戸別収集については、メリットデメリット等があるので、慎重な検討が必要であり、 戸別収集を行うかは検討段階である。

2点目、家庭系と事業系のごみの出し方について、習志野市では、現在、集積所に捨てられるごみは、家庭系ごみのみとなっている。

事業系一般廃棄物については、事業者が直接清掃工場に持ち込むか、または、市が許可した事業者に委託し収集を行っている。

3 点目、燃えかすは、習志野市内では埋め立てることが出来ないため、現在、青森、 山形、秋田、福島の最終処分場に埋立処分している。

(佐伯委員)

検討の順番として、事業方式の選定が環境影響評価よりも先に決まってしまうのは、 不思議に思う。

収集、処理方式が決まれば環境影響評価はできると思うが、どちらが先か私もわからないが、例えば、全部、公の負担でやるのか、ごみ処理に関しても民間の活力を活用するとかね、それはいいかどうかわかりませんけれども、というようなことを分けて。タイミングでどういう評価になるのか、スケジュール表ではわからない。

そのものの処理として、問題なく処理できますよっていうこともあるでしょうし、それを末永く、市の事業としてやっていくかどうか。

官民の事業として、その選択肢はどこかのタイミングであると思うが。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

現在、PFI等導入可能性調査業務に取り組んでおり、新清掃工場の事業方式についても検討している。

建設・運営に対する民間活力の検討や、どのような施設、設備にするかというところでは影響することもあるが、環境影響評価には影響しない。

事業方式については、スケジュール表の真ん中、黄色い矢印の施設整備基本計画に載せるまでに事業方式を決定するため、現在、検討している。

- ② JR 津田沼駅南口地区の市街地再開発事業に伴う津田沼緑地の廃止について 【(説明概要) 都市環境部 公園緑地課 川野課長】
 - JR津田沼駅南口地区について、モリシア津田沼の信託受益権を有する野村不動産株式会社より老朽化に伴う施設の更新にあたり、南口の駅前広場と津田沼緑地を含めた一体的な再開発の提案を受け、事業担当となる都市再生課にて協議を行っている。
 - 令和 2 年度第 1 回習志野市環境審議会にて、駅前広場を含めた一体的な再開発 を検討中で、再開発事業により津田沼緑地を廃止する予定と、従前の緑の機能や イベントを実施できる機能を確保するよう開発事業者に申し入れていく予定で あることを報告し、事業に向けた検討が進んできたことから、現在の状況につい て報告を行う。
 - 緑地機能の再構築を含め、施設計画の検討を進めるとともに、これまでの協議において、本市と野村不動産株式会社にて確認した、まちづくりを推進するために必要となる基本的事項や、お互いの責務等について、去る6月28日に「確認書」の取り交わしを行った。
 - 津田沼緑地については、土地を国(財務省)から無償で借用しており、国が市街地再開発事業へ正式に参画することが決定した際には、土地を国に返還することになるため、都市公園法第16条第3号の規定に該当すること、また、本市街地再開発事業は都市公園法第16条第1号に規定される「公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合」にも該当することから廃止することになる。都市緑地は廃止となるが、公園緑地課としては、津田沼緑地が現在担っている緑地の機能や、イベント広場としての機能を再開発事業にて確保、向上するよう野村不動産株式会社に求めているところである。

資料「津田沼駅南口地区スケッチイメージ図を基に説明

- イメージ図は、JR津田沼駅舎側から望んだものとなる。 津田沼緑地は約5,000 平方メートルあり、再開発事業により約1,000 平方メートルが駅前広場の拡張用地となり、残りの約4,000 平方メートルは施設建築敷地に施設建築物が建築される。
- 駅前広場上部には、橋上駅舎と連携する交流空間を確保した約 2500 平方メートルのペデストリアンデッキを整備する計画としており、概ね幅 40 メートル、長さ 60 メートルの広さとなる。現状のデッキ幅が約 10 メートル、現在のデッキの西側(ロハル側)に同様のデッキを 3 基ほど並べたイメージになる。
- これまで通過するだけであったデッキが、休憩や交流を深めたりする空間に生まれ変わり、現在の津田沼緑地に替わる南口エリアの新たなにぎわいの拠点になることを目指しており、津田沼緑地で行われている各種イベント等についても、より駅に近い位置で引き続き実施できる予定である。

また、商業施設や習志野文化ホールなどを含んだ複合施設棟の屋上に約 4000 平 方メートルの広場を民間事業者に整備してもらう予定としており、民間活力を 導入しながら持続可能で高品質な緑地機能が確保されるよう検討を進めている。

• 緑地機能については、施設建築物の壁面緑化を含め、駅前広場の上部のペデストリアンデッキから施設建築物の屋上まで駅から連続した一体感のある緑の空間を創出し、今まで以上の緑量が確保されるよう協議を継続している。

【質疑応答】

(有田委員)

全体の工程、影響評価も含め取り壊し等の予定はできているのか。

(都市環境部 都市再生課 河合係長)

現在、モリシア津田沼の信託受益権を持っている野村不動産株式会社と協議し、6月 28日にこれまで協議してきたことの確認として書面の取り交わしを行った。

今後は、市街地再開発事業で行い、緑地の廃止を含めた都市計画の手続きを行ってい く予定。

具体的には、今年度 12 月から開始し約 1 年間かけ都市計画の手続きを行っていく。 令和 7 年 4 月に事業の認可、約半年後の令和 7 年 11 月を目標に、権利変換の認可を 行っていく予定であり、令和 7 年度の後半から仮囲いをして本格的な解体は令和 8 年 度頃から約 1 年間見込んでいる。

新築建物の着工については、令和 9 年度頃を目標に建築物建設に 4、5 年を予定し、 建物の竣工が令和 13 年、事業自体の完了が 1 年後の令和 14 年と見込んでいる。

(三浦委員)

直接関係ないが、JR津田沼駅北口もぜひやってもらいたい。

新京成の開発は白紙になっているので、5年後に南北の格差が非常に出ると思う。

(田中委員)

JR津田沼駅北口の都市計画の位置付けは、商業地区でかなり限定されている。 緑地の確保も難しいと思われるが、三井不動産レジデンシャルは周辺に緑地を設ける 事で、建物の高層化(タワーマンション)を考えているのではないか。 現在、JR津田沼駅北口においても話し合いが行われているようだ。

(五明会長)

市民レベルの動きも含めた情報だと思うので、事務局から補足等をお願いしたい。

(都市環境部 都市再生課 河合係長)

「JR津田沼駅北口のまちづくり」としてお答えする。

市として平成 27 年度にJR津田沼駅周辺地域のまちづくり検討方針として、まちの 形成から 40 年以上経過している事から、今後の町のあるべき姿を模索し始めている。 また、千葉県決定の都市計画で「都市再開発の方針」を定め、公開空地や緑豊かなま ちづくり等を掲げている。

新京成電鉄(株)の開発の話が新型コロナウイルスの影響等あり、一体的な再開発については、一旦取り下げということになり、今後は個別の開発計画に入っていくと思われる。

一部コナミの北側街区では、現在、新京成電鉄(株)が再開発計画を行っているが、都市再生課としては個別の街区の場合でも、基本的な歩行空間の確保や通常よりも多めの緑化をやっていただくことを念頭に協議している。

パルコ跡地については、敷地の大半が船橋市になるため総合設計制度の許可は船橋市になるが、習志野市も大規模な開発になるため、地域貢献という形で行政に寄与するような開発ができないか要望し公開空地の設置や緑化等を掲げてもらえないか協議している。

(朝倉委員)

津田沼公園は 5,000 平方メートルぐらいあると思うが、土地の起伏がないところがあり、雨水浸透など、色々なポテンシャルがあるところだと思う。

また、イベント開催場所の機能は確保されるという話だが、雨水浸透、或いはヒート アイランド現象の観点から、貴重な緑地を残さなくて大丈夫か。

(都市環境部 都市再生課 河合係長)

先般のゲリラ豪雨等により、雨水の浸透施設等の設置が非常に大切になってきており、 環境面においても大切に思っている。

具体的な設計はこれからだが、雨水排水をしっかり抑制し浸透させ下水道管につなぐ、 或いは民間施設の中において、最近話題に出ている雨庭くんや緑を含んで浸透させ、 オーバーフロー分を流すといった設計指針が大事になってくる。

また、ヒートアイランド現象等に対応した計画を意識しながら協議を進めていきたい。

(佐伯委員)

イメージスケッチはスケジュールから考えても、相当具体的なものだと思う。

習志野市の表玄関になるので景観を大事にしなければいけない、周辺には千葉工業大学があり緑の空間もある程度確保されていると思うので表玄関らしいものであって欲しいと思う。現在、津田沼の緑地で行っている物販やコンサート等のイベントでは楽器や物の搬入等があるが、ペデストリアンデッキで行う場合に大規模のエレベーターは付いているのか。

スケッチイメージにあるオフィスとは何か、また何平米あるのか。 津田沼の立地条件から考えるとオフィスを重点的に作るプランもあり得ると思う。 現在入っているオフィスを残し余ったスペースにだけ入ってもらうのか。

(都市環境部 都市再生課 河合係長)

JR津田沼駅南口については本市の広域拠点であり表玄関ということで、約 45 年ぶりの建て替えになるので本市としても表玄関にふさわしいまちづくりができるよう取り組んでいる。

いくつか具体的なご意見いただいたが、

1 点目、駅前広場について今回駅前広場を含んだ再開発事業が提案されている中で、この駅前広場の機能をどのように機能向上していくか市で基本設計を行った。

令和3年度には、基本設計の途中段階で市民の意見を募集し、計画に生かす形で検討 を進めてきた。その後、警察と協議し許可をいただいた段階である。

駅前広場の意見募集した際は、駅前広場に特化した意見やまちづくり全体の意見等多くの意見があり、駅前広場に関する意見については反映できる意見を反映したというところでとらえている。

2 点目、津田沼緑地が担っているイベントの機能について再開発後においても確保、向上させていくことが、今回の再開発の重要なところととらえている。

現在、春祭り、夏祭り、ドイツフェア、また月1回フリーマーケット等の事業が今後 も継続できるような視点で、地元の商店会や商工会議所と相談に乗ってもらいながら 検討している。

エレベーターについても、イベント機材を地上部から2階に運ぶ視点で設計を今後進めていく予定である。

また、現在テント等を張り日陰をつくってイベントを行っているため、日陰の作り方についても大きな焦点となっている、地元の期待にこたえられるような形で設計を進めていきたいと思っている。

オフィスの件については、あくまでも計画段階でのイメージスケッチで、どうなるかわからないところである。

津田沼緑地の土地の権利を財務省が持っているため、財務省とも今回の再開発について協議している中で、現在の財務省の意向として津田沼緑地 5,000 平米の土地の権利を使い、オフィスの場所を取得したいという話が出ているため反映させたスケッチになっている。

(佐伯委員)

市民の意見を募集し計画に反映したとの事だが、私も交通機能について意見を提出した。

駅前の道路は行き止まりになっている事から通過交通を排除できていることはいい 事だが、バスロータリーについては開発前後で変化がない。

ららぽーとや幕張メッセ行き等のバスが1日に何台も道路上に停車している。 バスの発着のスペースが十分に取れているとは言えない状況である。

(都市環境部 都市再生課 河合係長)

現在、都市計画道路 3·3·2 号線、或いは 3·4·19 号線の路上で路線バスが発着しているという課題も駅前広場の再整備に合わせ検討している。

具体的に、現在の南口の路線バス発着場が4バースだが、新たな駅前広場については路線バス用に6バース用意する予定で、課題が解決できないかなというふうに考えている。

現在、駅前広場の路上で乗り降りをしている企業バス等を1ヶ所に集約し、民間の地域貢献という形で、建築敷地内に企業バスレーンを作る形で、民間事業者と協議している。

今回の再開発を契機に、路線バスの集約をしていく考えである。

- ③ 空き缶等の投棄に係る過料の徴収および野鳥への給餌による迷惑行為の防止 (禁止)対策の検討について
 - (1) 空き缶等の投棄に係る過料の徴収について

【(説明概要) 都市環境部 クリーン推進課 村山課長】

現在、空き缶等の投棄、いわゆるポイ捨て等については、「習志野市空き缶等の投棄、 違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例」、通称 「習志野市まちをきれにする条例」第 13 条において、禁止行為として、空き缶等を みだりに捨ててはならないことを規定している。

第 15 条では、市長は違反者に対して指導できることを規定しているが、違反者への 過料について定めてはいない。

現在、駅周辺の一部地域において、ごみのポイ捨て等が引き続き発生をしていることから、空き缶等をみだりに捨てたものから、過料を徴収することなどを検討している。 すでに近隣市では重点区域を定めるなどして、過料を定める条例を制定しているところもある。 (2) 野鳥等への給餌による迷惑行為の防止禁止対策について

【(説明概要) 都市環境部 環境政策課 伊東課長】

野鳥等による迷惑行為の防止、禁止対策について、公共の場で鳩をはじめとする野鳥への給餌により、餌を目当てに集まる野鳥による鳴き声やふん害など、周辺環境の悪化が問題となっている。

これに対処するため東京都などでは公共の場所での給餌の禁止や、給餌による周辺環境を損なう行為を条例により規制している。

本市においても、ハトへの給餌行為によるフン害による環境悪化が、駅周辺で発生している。

これまで施設管理者(担当部署)において、口頭による注意を行ってきたが給餌行為 が繰り返されて周辺環境の汚損が続いている状況であることから、野鳥への給餌によ る迷惑行為を、条例により規制することを検討している。

規制内容として2点検討している。

- ① 給餌行為による周辺環境を損なうことを規制する
- ② 指導に従わない場合は、過料を徴収する

迷惑行為(給餌による被害)として5点定義していくよう検討している。

- ア) 給餌による餌を目当てに集散する野鳥の鳴き声その他の音
- イ) 給餌による餌の残さ、給餌による餌を目当てに集散する野鳥のふん尿その他の 汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気
- ウ) 給餌による餌を目当てに集散する野鳥の羽毛の飛散
- エ) 給餌による餌を目当てに集散する野鳥の威嚇行為
- オ) 給餌による餌又は給餌による餌の残さが原因となって発生するねずみ又は害 虫等

これらについて規制する事を検討しており、今後、環境審議会に諮問することで考えている。

(渡辺委員)

このような条例について周知徹底させることが必要だと思う。

特に犬の散歩については子供がやっているというケースもあるので、学校等で指導として勉強させることも必要じゃないかと思う。

(都市環境部 クリーン推進課 村山課長)

空き缶等の投棄や犬のフン等の放置等についてはマナーということで、周知啓発する ことが非常に重要だと考えている。

今後、過料の徴収等の検討を進める中で、周知の方法等も検討していきたいと考えている。

(三浦委員)

目の前でそういった行為が起きた場合、一般の人がその人を注意していいのかどうか。 以前、たばこのポイ捨てをした人に注意したら逆に怒鳴られた。トラブルになっても いけない。

このような場合にはどの様にしたらいいのか。

巡回員をもっと増やすほか徹底して指導していかないと直らないと思う。

(クリーン推進課 村山課長)

たばこについては、受動喫煙の防止の観点からパトロールを実施している。

習志野市においても受動喫煙については、重点区域において 2,000 円の過料を徴収している。

また、注意するにあたっては、委員から話があったように、逆に怒鳴られるといったこと等があることについて、市でもそういった方がいなくなるよう啓発、パトロール等を実施していく必要があると考えている。

他市の事例等でも全区域、同時期にパトロールを実施することは難しい状況である。 効率的に、啓発取り締まり等できるよう、過料等を定めるにあたっては、検討してい きたいと思っている。

(環境政策課 伊東課長)

野鳥の給餌に関して、他市の事例で、東京都太田区の規制状況を参考までにお話させていただく。

基本的には外部委託しパトロールを実施、動物への餌やり行為について大体時間が決まっていたため、その時間に合わせてパトロールを実施し、また、市民の方から通報があった場合、職員が現場に行って確認をするような形で運用している。

今後、検討していく中で、十分参考にできると考えている。

(五明会長)

市民の立場からすると、三浦委員からも話があったが、注意したときに、逆に怒られるような事に対して、隣接の船橋市や八千代市では何か対応していることはあるのか。

(クリーン推進課 村山課長)

注意したことによって、色々言われてしまう事もあるので、パトロール員等については、基本的に警察のOB等を雇っている。

場所や時間帯等を市に連絡いただければ重点的にパトロールを実施し対応する事も考えられるので、きちんと検討していきたいと思っている。

(三代川委員)

今の話で、通報という話があったと思うが、なかなか通報するまでにいかないケース も正直多いのかなと思っているが、通報は大体どのぐらい件数があるのか。

通報は一部であって本当はもっと件数があると思うが。

(クリーン推進課 村山課長)

ポイ捨て関係についての件数はそれほど多いものではない。たばこのポイ捨てされているといった通報については4月から現在まで数件受けている。

また、通報していただいた方と協議しながら路面シートやプレート等を貼付するなど 対応している。

(三代川委員)

今の時代だと公式LINE等を利用し、もっと報告しやすくなれば直接本人に言わなくて済むのでトラブルも避けられるのかと思うので検討していただきたいと思う。

(佐伯委員)

たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨ては、コストがかかるかもしれないが、町の所々にごみ箱を設置する事によってある程度緩和できるのではないかと思う。

(武村委員)

ポイ捨ての過料については、千代田区だと 2000 年頃から実施していたと思う。

過料が始まった当初から一定程度の期間は、件数が上がり周知等された後に、減少していくといった一般的な波形を描く事がモデルとして考えられる。

習志野市では、どの程度の報告事例があり、どのように件数が推移しているかという データはとっているのか。

また、ポイ捨ても取り組んだ際に効果があると想定されているのか、もしわかるようであれば教えてもらいたい。

(クリーン推進課 村山課長)

習志野市においては受動(路上)喫煙について過料をとっている。

令和元年度の件数は 363 件、令和、2 年度 357 件、令和 3 年度 236 件と若干減少している。

他市の状況等も含め開始当初は多いが、年々減少していく形になる。

ただ、極端に減少するのかというと、そうではない状況となっている。

他市町村においてもポイ捨てについての過料を受動喫煙と同様に、定めているものの 現認することが難しいという状況である。

そのため、ポイ捨てだけに特化してみると、過料を取ったという報告はないと伺っている。

第6 その他

(環境政策課 伊東課長)

- 今年度の環境審議会につきましては、本日を含め全3回を予定。
- 次回の環境審議会は、10月以降を予定。